

今回のテーマ「最低賃金引き上げの目安額」について

最低賃金に関する新聞記事です。7/28 中央最低賃金審議会で引き上げの目安額が示されました。地方最低賃金審議会で決定します。

最低賃金全国平均1002円に

41円上げ、過去最大幅

厚労省審議会

厚生労働省の中央最低賃金審議会は28日午後、2023年度の最低賃金を全国平均で時給1002円に引き上げる目安額をまとめた。千円超えは初めて。物価高騰を反映し、現在の961円から41円増額する。02年度に現行方式となつてから最大の増加幅となった。

各地の現在の最低賃金と引き上げ額の目安	ランク	都道府県	目安
A		埼玉(987)、千葉(984)、東京(1072)、神奈川(1071)、愛知(986)、大阪(1023)	41円
		北海道(920)、宮城(883)、福島(858)、茨城(911)、栃木(913)、群馬(895)、新潟(890)、富山(908)、石川(891)、福井(888)、山梨(898)、長野(908)、岐阜(910)、静岡(944)、三重(933)、滋賀(927)、京都(968)、兵庫(960)、奈良(896)、和歌山(889)、島根(857)、岡山(892)、広島(930)、山口(888)、徳島(855)、香川(878)、愛媛(853)、福岡(900)	40円
C		青森(853)、岩手(854)、秋田(853)、山形(854)、鳥取(854)、高知(853)、佐賀(853)、長崎(853)、熊本(853)、大分(854)、宮崎(853)、鹿児島(853)、沖縄(853)	39円

※()内は現在の最低賃金の時給・円

目安額は、経済状況に応じて都道府県をA-Cの三つに分けた上で、上げ幅をAランクは41円、Bランクは40円、Cランクは39円とした。

最低賃金は全ての労働者に適用される賃金の下限額。目安額を踏まえ、都道府県ごとの地方審議会が話し合い、実際の金額を決める。10月ごろから適用される。

全国平均の引き上げ率は4・3%となった。22年10月〜23年6月の消費者物価指数の前年同期比と同じ伸び率。近年は新型コロナウイルス禍の20年度を除き、前年度比で3%程度の上昇だった。今春闘で高い賃上げ回答が相次いだことも考慮した。

岸田文雄首相は千円超に
目安額は22年度まで、A-Dの4区分で示していた。23年度からは地域間格差の是正を目的に3区分に再編した。

23年度の審議会の小委員会は、労働者側は大幅引き上げを主張することも、最低賃金が最も低い時給853円の10県は47円増の900円にするよう要求。経営者側は賃上げの必要性には理解を示したが「中小企業が置かれて

ワードBOX

最低賃金 パートやアルバイトなど非正規雇用を含む全ての労働者に対し、企業が最低限支払わなければならない時給。下回った企業には罰金が科される。厚生労働相の諮問機関である中央最低賃金審議会が引き上げの目安額を示し、8月ごろ地方審議会が各都道府県の実際の額を決める。毎年度、10月ごろ改定する。海外主要国と比べて低水準にあることや、地域間の格差が課題。2022年度の最高額は東京都の1072円、最低額は沖縄など10県の853円だった。

厚生労働省 HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34458.html

厚生労働省 HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34458.html